

< 路外駐車場設置（変更）届出書記入上の注意 >

- (1) 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする部分を朱記すること。
- (2) 3の口欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- (3) 3の口のa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- (4) 3の口欄のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- (5) 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- (6) 4の口欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- (7) 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- (8) 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- (9) 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）製造者名を記載すること。
- (10) 5の口欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- (11) 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

< 供用時間等の明示 >

路外駐車場管理者は、利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。また、管理規程の抜すいを明示するようにする。